

ペット店・ブリーダーから購入予定の人や
ペット店・ブリーダーを営んでいる人
についての情報をお待ちしております。

正しく飼えるかたは保健所から引き取るとか被災動物を保護すれば多くの命が救われます。すでに購入してしまった方は去勢不妊を受けさせて大切に飼いましょう

●ブリーダーが繁殖用として悪利用し、不要になって捨てたと
思われる犬が、たて続けに県北保健所に捕獲犬として抑留されて
いた。これを問題視した方が福島署へ被疑者不明の動物遺棄
事件として告発。当方は犯人捜査に協力のため、福島署へブリー
ダー情報を提供しました。当方が把握していない情報がまだ
まだあるかと思えます。あなたの知り合いにブリーダーがいたら、
当方までお知らせくだされば幸いです。

〒960-8066福島市矢剣町 1 1 - 3 星野節子
024-563-7650

<http://www2.tky.3web.ne.jp/~meme/>

「アニマルポリス 星野」で検索できます

<http://ameblo.jp/animal-police>

ブリーダー・ペット店を疑問視する声が 日々 高まっています



役所の中にブリーダーの飼育状況を監視する係があります。税金を投じてまで監視しなくては行けない反社会的な職業である証。ブリーダー・ペット店は憲法 12 条違反。

憲法 12 条 国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉の為にこれを利用する責任を負う。

- 動物人口過剰だからこそ、大量に苦痛死処分されている。追い打ちをかけるように、動物人口を増やすのは蛮行では？
- 買いたい人が一人いるだけでブリーダーは繁殖します。産まれるのは一匹ではありません。売れ残った動物の行方を想像すると胸が苦しくなります。



●繁殖をやめれば動物人口は減っていきます。その分、保健所から救出するチャンスが増えます。繁殖は、一般飼い主・業者を問わず、保健所から救出するという公益活動の妨げになります。

●生体販売業は人の心を傷つける為、幸福追求権に反します。「売れ残った動物たちはどうなるの？毒殺されるの？首をひねって殺されるの？床にたたき付けて殺されるの？生き埋めにされるの？」という精神的苦痛を人々に与えています。売れ残った動物を哀れに思い、飼いたくもないのに無理して買う人が後を絶ちません。この点からも生体販売業者は、他人の経済権・生活権を侵害。精神的苦痛を与えられたり、経済権を侵害された場合、民訴（費用返還請求）できます。根拠となる法律は「事務管理」